

別海町農業委員会議事録

(令和8年1月28日)

○開催日時 令和8年1月28日(水)
午前10時00分から午前11時30分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 8 | 報告第 8 号 | 青年等就農資金に係る経営改善資金計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 14 | 議案第 6 号 | 農地等に係る贈与税の納税猶予に関する証明について |
| 日程第 15 | 議案第 7 号 | 賃借料情報の提供について |

○出席委員（26名）

会長 27番 信夫重勝
会長代理 26番 加藤真純

1番	羽石健一	2番	加藤祐介
3番	芳賀均	4番	阿部浩剛
5番	石森裕治	6番	阿石毛剛誠子
8番	山田良雄	9番	石木幡花山
10番	佐々木実義	11番	竹嶋智友
12番	猿谷忠義	13番	嶋藤及
14番	市川昌晴	15番	嶋藤及
16番	石田昌樹	17番	及藤及
18番	小島敏明	19番	及藤及
20番	岸本正秋	21番	伊目春一
22番	豊島千英	23番	目黒一英
24番	岡崎知暢	25番	大内英敏

○欠席委員（0名）

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川畑智明
総務担当	主幹	成瀬広子
農地調整担当	主幹	大山晋作
農地調整担当	主任	沼倉正広
農地調整担当	主事	後藤良介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

13番 嶋山友子 14番 市川義晴

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年3月17日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席1.3番 畠 山 友 子

議席1.4番 市 川 義 晴

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告8件、議案7件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第32回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は26名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。13番畠山委員、14番市川委員。以上2名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今月は1件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和7年10月27日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長(信夫会長)

日程第2 報告第2号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

報告第2号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和7年10月30日開催の第29回農業委員会総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、別海農業振興整備計画の変更日であります令和7年12月15日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和7年11月20日開催の第30回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和7年12月22日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、2号につきましては、○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から先に農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は9件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、7号につきましては、○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第5号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について。令和7年12月23日開催の第31回農業委員会総会で決定した農地中間管理機構への買入れ協議について、別海町長から協議が成立した旨の通知があったので報告する。

今回、協議成立の通知があったものは1件で、要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。買入れ協議成立日につきましては、令和8年1月16日となっています。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第6号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和7年10月30日開催の第29回農業委員会総会及び令和7年11月20日開催の第30回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨の通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、所有権の移転が3件となっています。なお、第2号及び第3号について、当初の期限では、事務処理が間に合わなかったことから対価の支払い期限を記載の日付に延長しております。その他は要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可年月日は所有権の移転の1号が令和7年12月5日、2号と3号が令和7年12月12日となっています。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 報告第7号

○議長(信夫会長)

日程第7 報告第7号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(沼倉主任)

報告第7号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項及び第13条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の(7)に基づく審査に係る意見が求められ、令和7年12月12日及び令和8年1月13日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は35件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。

なお、今回は、新規が1件、変更が7件、再認定が27件となっております。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、30号につきましては、○番○○委員、32号につきましては、○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

きます。

それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませ
んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに
決定します。

◎日程第8 報告第8号

○議長(信夫会長)

日程第8 報告第8号「青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対す
る意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(沼倉主任)

報告第8号、青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の
提出について。令和7年12月25日に別海町農業金融制度総合推進会議か
ら青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対して意見が求められ、令和
8年1月14日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条
第2項の規定により報告する。

本件は1件でございます。北海道認定就農者総合融資制度取扱要領に照ら
し、適切であると確認しましたので、意見なしとしています。内容について
は、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第8号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第8号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局
長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問
ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第8号を承認することに御異議ございませ
んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第8号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第9 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。

本案は3件となっております。なお、貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和1年11月1日から令和11年10月31日まで。合意解約成立の日、令和7年10月9日。土地の引渡しの時期、令和7年10月9日。

次号から契約の内容の利用権の種類については同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、貸人、同上。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、同上。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第3号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、契約期間、令和5年10月2日から令和10年3月31日まで。合意解約成立の日、令和8年1月20日。土地の引渡しの時期、令和8年1月20日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第1号につきまして知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第10 議案第2号

○議長(信夫会長)

日程第10 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(沼倉主任)

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は2件ございます。それでは議案を朗読させていただきます。

1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、第1号、あっせんの申出者、○○○○、○○○○。あっせんの対象地、○○○○○外○筆、計○○○㎡。申出のあった日、令和8年1月7日。

第2号、あっせんの申出者、○○○○○、○○○○。あっせんの対象地、○○○○○外○筆、計○○○㎡。申出のあった日、令和8年1月7日。

2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲等について所有者と農地中間管理機構を含めた利用調整において意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、地域計画の達成に資するような利用権の設定等ができなくなるおそれがある。

3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められる。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第11 議案第3号

○議長(信夫会長)

日程第11 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(大山主幹)

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である甥に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、叔父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から30年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から3年間。貸借価格は、年間〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

なお、1号につきましては、○番○○委員に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（○番 ○○委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして、19番齊藤委員にお願いします。

○19番 齊藤委員

はい、説明いたします。○○から○○へ経営継承に伴い貸借をする案件です。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の1号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、1号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第3号の議事参与制限以外につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

2号につきまして、12番猿谷委員にお願いいたします。

○12番 猿谷委員

はい、御説明いたします。12月総会後に航空写真の確認を行い、特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の議事参与制限以外につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思いま

す。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第3号の議事参与制限以外につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第4号

○議長(信夫会長)

日程第12 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(大山主幹)

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、○○○○○外○筆。面積、計○○○㎡。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、○○○㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第4条第1項第1号。土地利用計画、農用地。転用者氏名、○○○○○、○○○○○。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして、12番猿谷委員お願いします。

○12番 猿谷委員

はい、御説明いたします。11月に現地を確認し、問題ない場所として確認してきました。よろしくをお願いいたします。

○議長(信夫会長)

議案第4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長 (信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長 (信夫会長)

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案どおり可決することに決定します。

◎日程第13 議案第5号

○議長 (信夫会長)

日程第13 議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局 (沼倉主任)

議案第5号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は、公社買入れに係る所有権の移転が1件、農地売買等事業の即売りタイプによる公社売渡しと買入れが計10件、農地売買等事業の貸付タイプによる一時貸付けに係る利用権の設定が9件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が16件となっております。それでは朗読させていただきます。なお、所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限のみを朗読させていただきます。

1 所有権の移転、第1号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。所有権の移転を受ける者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、公告日。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年3月13日。当事者間の法律関係、売買。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

次号から第11号までの案件につきましては、農地売買等事業の即売りタイプとなり、公社を経由する促進計画を作成することから、複数に分かれた議案となっておりますので、まとめて説明いたします。なお、所有権の移転時期については、「公告日」としており、対価の支払い期限は、出し手が令和8年3月19日、受け手が令和8年3月5日、当事者間の法律関係については売買となっていることをこの場で説明し、以降は朗読を省略させていた

だきます。

第2号及び第3号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第4号及び第5号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、市川委員、佐々木委員。

第6号及び第7号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、大内委員、及川委員。

第8号及び第9号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、加藤委員、小島委員。

第10号及び第11号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、石田委員、小島委員。

続いて利用権の設定です。

なお、設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。当事者間の法律関係は、すべて賃貸借となっています。

第1号、利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年2月16日。終期、令和12年10月14日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、小島委員、石田委員。

次号から第8号まで、公社から一時貸付けを受ける案件ですので、利用権を設定する者、設定する利用権の始期、終期は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、小島委員、石田委員。

第3号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、及川委員、大内委員。

第4号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、

市川委員、佐々木委員。

第5号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、市川委員、佐々木委員。

第6号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第7号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第8号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、羽石委員、目黒委員。

第9号、利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年3月2日。終期、令和10年3月31日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、伊藤委員、芳賀委員。

次号から第25号は、農地中間管理事業により、北海道農業公社を介しているため、2件まとめた形で説明いたします。

第10号及び第11号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年3月1日。終期、令和13年2月28日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、藤田委員、斉藤委員。

第12号及び第13号、利用権の設定をする者、同上。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、終期、同上。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、加藤委員、藤田委員。

第14号及び第15号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年3月2日。終期、令和13年3月1日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、加藤委員、藤田委員。

次号から第21号まで、利用権の設定をする者、設定する利用権の始期、終期、調整委員は同文ですので朗読を省略します。

第16号及び第17号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、借賃、年間〇〇〇円。

第18号及び第19号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇

〇〇㎡。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、借賃、年間〇〇〇円。

第20号及び第21号、利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、借賃、年間〇〇〇円。

第22号及び第23号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年3月1日。終期、令和11年2月28日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、石毛委員、岡崎委員。

第24号及び第25号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年3月1日。終期、令和13年2月28日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、市川委員、佐々木委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員の説明を求めます。なお、利用権の設定の10号11号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは利用権の設定の10号11号につきまして、15番藤田委員お願いします。

○15番 藤田委員

はい、説明いたします。〇〇から〇〇へ期間満了に伴う更新案件で5年間の賃貸借です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の10号11号の委員説明が終わりました。ここで利用権の設定の10号11号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、利用権の設定の10号11号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の10号11号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。それでは、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

所有権の移転の1号につきましては、3番芳賀委員。2号3号につきましては、1番羽石委員。4号5号につきましては、14番市川委員。6号7号につきましては、25番大内委員。8号9号につきましては、2番加藤祐介委員。10号11号につきましては、16番石田委員。利用権の設定の1号2号につきましては、18番小島委員。3号につきましては、17番及川委員。4号5号につきましては、14番市川委員。6号から8号につきましては、1番羽石委員。9号につきましては、21番伊藤委員。12号から21号につきましては、2番加藤祐介委員。22号23号につきましては、6番石毛委員。24号25号につきましては、14番市川委員にお願いします。

それでは所有権の移転の1号につきまして、3番芳賀委員をお願いします。

○3番 芳賀委員

はい、説明いたします。○○離農に伴い、近隣農家への調整を図った結果、2件の農家へ5年後取得の目途が立ちましたので公社事業の貸付タイプを活用する案件です。よろしくお願いたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の2号3号につきまして、1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。○○から○○へ農地売買等事業の即売りタイプを活用した所有権移転の案件です。よろしくお願いたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の4号5号につきまして、14番市川委員お願いいたします。

○14番 市川委員

はい、説明いたします。○○へ相続の移転が完了し、部分的に売買する案件です。よろしくお願いたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の6号7号につきまして、25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、説明いたします。○○は営農を中止しておりまして、農地が隣接している○○へ農地売買等事業の即売りタイプを活用した所有権移転となりま

すので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の8号9号につきまして、2番加藤祐介委員お願ひいたします。

○2番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。〇〇の離農に伴い、〇〇から〇〇へ即売りタイプを活用した所有権移転の案件になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の10号11号につきまして、16番石田委員お願ひいたします。

○16番 石田委員

はい、説明いたします。〇〇から近隣農家の〇〇へ農地売買等事業の即売りタイプを活用した所有権移転の案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号2号につきまして、18番小島委員お願ひいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。〇〇の離農に伴い農地売買等事業の貸付タイプを活用し、〇〇と〇〇へ5年間の貸付けをする案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の3号につきまして、17番及川委員お願ひいたします。

○17番 及川委員

はい、説明いたします。〇〇のあっせんの申出により、農地売買等事業の貸付タイプを活用するもので、あっせんの結果、〇〇が5年間貸借する案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の4号5号につきまして、14番市川委員お願ひいたします。

○14番 市川委員

はい、説明いたします。4号については、〇〇の飛び地だった土地を公社事業を活用して〇〇へ賃貸する案件です。5号については、〇〇の離農に伴い、公社事業を活用して新規就農へ賃貸借する案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の6号から8号につきまして、1番羽石委員お願ひいたします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。6号から8号ですが、〇〇の離農に伴い、農地売

買等事業の貸付タイプを活用したもので、調整の結果、〇〇、〇〇、〇〇へ5年間貸貸する案件です。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の9号につきまして、21番伊藤委員お願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。農地売買等事業を活用し、〇〇が公社から一時貸付けを受けていた農地を〇〇の離農に伴い、引続き〇〇が残りの期間、貸付けを受ける案件です。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の12号から21号につきまして、2番加藤祐介委員お願いいたします。

○2番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。12号から21号まで〇〇の農地と〇〇の農地を貸貸の期間満了に伴う更新案件となります。〇〇の農地を〇〇へ、〇〇の農地を〇〇、〇〇、〇〇、〇〇へ貸貸の更新案件となっております。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の22号23号につきまして、6番石毛委員お願いいたします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。〇〇と〇〇の貸貸契約が期間満了となりますので、同じ条件での更新で、3年間の貸貸とする案件となっております。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の24号25号につきまして、14番市川委員お願いいたします。

○14番 市川委員

はい、説明いたします。売買の話も出ていますが、期間満了に伴い、5年間貸貸借をする案件です。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。それでは議案第5号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、原案のとおり要請することに決定します。

（11時00分から11時20分まで休憩）

◎日程第14 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第14 議案第6号「農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、農地等に係る贈与税の納税猶予の適用に関する証明について。次の者が租税特別措置法第70条の4第1項及び同条第6項並びに同法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けるに関し「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて（昭和51年7月7日付け51構改B第1254号農林省構造改善局長通知）」において規定する事項に該当する旨の証明をする。

本議案は農地等についての贈与税の特例適用を継続して受けるため、申告期限の翌日から起算して3年ごとに継続届を提出する必要があります。提出する届出書には農業を引続き行っている旨の証明など、農業委員会の証明を必要とするとされていることから、その要件に該当する旨の証明についてお諮りするものです。

本年度の対象者につきましては全部で7名で、農業委員会の証明事項につきましては、自らが農業経営を続けていることを証明する租税特別措置法第70条の4第1項該当者が5件、受贈者が農業者年金受給に伴い推定相続人の1人に使用貸借し、推定相続人が営む農業に従事していることを証明する同法70条の4第6項該当者が1件、特定貸付を行っていることを証明する同法第70条の4の2第1項該当者が3件で、計9件となっています。

なお、2号の〇〇については、法人化に伴いその法人へ特定貸付を行っているため、継続届の添付書類に農業委員会からの証明は必要ないことから証明事項の欄は空欄としております。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、納税猶予に関する証明ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第15 議案第7号

○議長（信夫会長）

日程第15 議案第7号「賃借料情報の提供について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第7号、賃借料情報の提供について。農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報について、次のとおり提供を行うものとする。

本案は議案書記載のとおり牧草畑について各推進委員会別に1ヘクタール当たりの平均額、最高額、最低額及びデータ数を記載しております。集計に当たりましては、令和7年1月1日から令和7年12月31日までのデータを集計しており、賃借料情報につきまして本総会議決後に町ホームページ等を通じて広く周知する予定としています。

また、記載はしていませんが、別海町全域の1ヘクタール当たりの平均額については2万4,237円となっています。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、賃借料情報に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして原案のとおり提供することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第32回総会を閉会します。